

社会保障審議会障害者部会

「障害児支援のあり方に関する検討会」の議論

現行の障害者総合支援法はその施行から3年後には「見直す」ことが決められていました。つまり平成28年4月には一部改正した新たな総合支援法が施行されることになります。このため、それを定めた国会決議に基づいていくつかの課題ごとに「検討会」が設置されました。「障害児支援」については、その検討課題を①児童発達支援センターの役割②その他の障害児通所支援のあり方③入所支援のあり方④相談支援のあり方などとし、法改正に反映すべき点を議論するというのがミッションです。1月以来既に8回開かれあと2回で、即ち7月の半ばには報告書が出る予定です。

ここまでの議論を簡潔にまとめると、障害児への支援をどういう考え方でどういうふうに進めるかということについて、必ずしも合意が進んでおらず、両論併記のような結論になりそうです。

厚労省は「障害児支援」を原則的には「児童福祉法」内ですすめるとしながら、居宅介護などのサービスは依然として「障害福祉」の枠組みの中にあり、相談支援も「障害児相談支援」という看板で行っています。一方、少子化の中で、子育て支援がとりわけ重要な課題となり、同じく厚労省は「子ども・子育て支援法」を整備しさまざまな取り組みを開始始めました。この中で、障害のある子どももまずは「子ども」であるとし、子育て支援の一環として障害児支援を制度的に位置づけようとしてはいます。

しかし、そもそも、厚労省の組織としては障害児(者)支援と子育て支援は担当する部局が違い、それぞれの施策を重ね合わせようという志向が感じられないのです。検討会の報告書の素案には確かに「子育て支援に対する『後方支援』としての専門的役割の発揮」が重要という記述があるけれども、一方で児童発達支援センターに地域支援の中心的役割を与えつつ、増え続けるセンターや通所事業とやはり増加の一途にある通園児童の現状を追認し「後方支援」の意味がきわめて曖昧になっています。

保育所に通う障害児は5.1万(全体の2.3%)にすぎないにもかかわらず、児童発達支援通所には7万人近くの子どもが通っています。そして近年も増え続けているのです。一方、保育所に通う子どもの

うちわずか1100人に「保育所等訪問支援」のサービスが届いているのみです。

こういう状況下では、むしろ「障害のある子」「発達に困難を抱える子」の通う場として「施設」はますますその存在感を増すことになるでしょう。ここでは、依然として「専門性」とか「専門的役割」が強調され、障害のある子どもたちの「最善の利益の保障」という主張さえあります。

このように、検討会には、真の意味で後方支援に徹するか、あるいは児童発達支援センター等を中核に据えるかという、明らかに相反する理念と方法の違いが混在しています。しかし、「大人の議論」は互いに少しずつ急所を外しながらやるものらしく、なかなかちががきません。

私も、明日すぐに児童発達支援センターを閉鎖しろと言っているわけではないけど、「いつか、それが遠い将来であっても、どの子どもすべてインクルーシブなシステムの中で対応することを目標にする決意を固めて議論をすすめるべきだ。」「でなければ最近流行っている『後方支援』という概念も、いかがわしいものになる」と発言するとどまりました。

「専門性が重要」を合言葉に現状の大幅な変更を望まない人たちは少なくないのです。それは、自分たちがいつまでも「権威的存在」でいたいから…というのがいい過ぎだとしても、少なくとも「専門家」として尊重されたいというモチベーションによると思われます。昴やハローキッズが歩んできた道は「専門性」が特定の場(施設等)でしか発揮できないかのような制度との戦いでした。地域で誰にも必要に応じて届けられるサービスとしての専門性こそが求められると信じて、それがインクルージョンを実現することだという思いを持ち続けてきました。

もうすぐ最終報告書が出ますが、少しでもそのことを織り込んだものにしたいと思っています。

《参考》

保育所利用児童数

全体 約222万人

障害児 約5.1万人

放課後児童クラブ(学童)

全体 約89万人

障害児 2.5万人

発達支援センター等 6.5万人 放課後デイ 7.1万人

